

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目	次	ページ
条 例		
○北海道税条例の一部を改正する条例.....	(税務課)	1
規 則		
○北海道税条例施行規則及び北海道核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則.....	(税務課)	5

条	例
北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成18年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道条例第60号	
北海道税条例の一部を改正する条例	
北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。	
第34条第1項の表第1号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第2号から第4号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。	
第38条中「定が」を「定めが」に、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。	
第38条の2第2項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。	
第39条第1項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第3項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第4項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。	

第44条の10の4第4項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第10項第2号中「第5項」を「第4項」に改める。

第45条の2の3中「793円」を「898円」に改める。

第65条の2第2項中「又は第13条」及び「(法第150条第4項本文の規定に該当するものを除く。)」を削り、同条第3項中「又は第13条」を削る。

第108条第1項第1号及び第2号中「営業」を「事業」に改め、同条第2項第1号エ中「営業開始年月日」を「事業開始年月日」に改める。

附則第5条第1項各号列記以外の部分中「利益の配当(所得税法第92条第1項)を「剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)、利益の配当(同項)に改め、「剰余金の分配」の次に「(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項第1号中「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める。

附則第5条の3の見出し中「税率等」を「税率」に改める。

附則第7条の2の4第1項中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条第2項中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に、「4年」を「4年」に改める。

附則第7条の3の見出しを「(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同条第1項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改め、同条第2項中「不動産の」を「住宅又は土地の」に改める。

附則第7条の4第5項中「営業」を「事業」に改める。

附則第7条の5第2項及び第3項中「平成15年4月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」に改める。

附則第7条の7中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第8条の2第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「969円」を「1,074円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「461円」を「511円」に改める。

附則第8条の3第1項中「一般乗合旅客自動車運送事業を」を「道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(以下この項及び附則第9条の2第1項において「一般乗合旅客自動車運送事

業」という。)を「に、平成16年度分及び平成17年度分」を「平成18年度分及び平成19年度分」に改める。

附則第8条の4第1項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

附則第8条の4第1項第3号から第5号までを削り、同条第3項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が総務省令で定める許容限度（次項から第6項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので総務省令で定めるものに対する第64条第1項、第2項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第8条の4第4項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして政令附則第10条の2第2項に規定するもの（第6項並びに附則第9条の2の2第5項及び第6項において「優良低燃費車」という。）のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た

数値以上の自動車のうち」に、「、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして総務省令附則第5条の2第4項に規定する許容限度（第6項並びに附則第9条の2の2第5項及び第6項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）」を「平成17年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第5項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第64条第1項、第2項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第8条の4第6項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの」に、「同項」を「第4項」に改め、同条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とする。

附則第9条の2第1項中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第9条の2の2第2項中「電気を動力源とする自動車」で総務省令附則第12条第1項に規定するものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第2項に規定するものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物

で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、同条第4項に規定するものを「附則第8条の4第1項に規定する電気自動車等」に改め、同条第5項中「優良低燃費車のうち、」を「附則第8条の4第3項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度」を「同項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「自動車で」を「もので」に、「附則第12条の2の2第3項に規定する」を「で定める」に、「（第3項）を」（第2項又は第3項）に、「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」に改め、同条第6項中「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車で総務省令附則第12条の2の2第2項に規定するもの及び低燃費車のうち」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で」を「平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので」に、「附則第12条の2の2第3項に規定する」を「で定める」に、「（第3項）を」（第2項、第3項）に、「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」に、「20万円」を「15万円」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（第2項、第3項、第5項又は第6項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第93条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める

率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で総務省令で定めるものにあつては、100分の2）を控除した率とする。

附則第15条第1項及び第2項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第108条の改正規定並びに附則第5条第1項及び第7条の4第5項の改正規定 平成18年5月1日
 - 第45条の2の3の改正規定及び附則第8条の2の改正規定並びに附則第6項から第11項までの規定 平成18年7月1日
- 次項から附則第5項までに定めるものを除き、この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- この条例による改正前の北海道税条例附則第7条の3の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の3」とあるのは「100分の3.5」とする。
- 次項に定めるものを除き、新条例附則第7条の5第2項及び第3項の規定は、平成18年1月1日以後の新条例第44条の10の2第1項又は第44条の12第1項第1号に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 平成15年4月1日から平成17年12月31日までの間において、新条例第44条の12第1項第1号に規定する天災その他の災害により不動産が滅失し、又は損壊

した場合であって、かつ、平成18年1月1日以後に同号に規定する不動産の取得が行われた場合において、同項に規定する被害直前の価格及び被害直後の価格中に地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号。以下「平成18年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける新条例第44条の12第1項の規定の適用については、同項中「被害直前の価格」とあるのは「被害直前の価格（当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額）」と、「被害直後の価格」とあるのは「被害直後の価格（当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額）」とする。

6 平成18年7月1日（次項及び附則第8項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。

7 指定日前に新条例第45条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（新条例第45条の2の4第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第45条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第11項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により道たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき105円

(2) 新条例附則第8条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき50円

8 前項に規定する者は、平成18年改正法附則第9条第2項に規定する卸売販売業者等の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則等の一

部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第1号様式の申告書を指定日から起算して1月以内に知事に提出しなければならない。

9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記載した道たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第16号の4様式の納付書によって指定金融機関（収納代理金融機関を含む。）又は出納員（収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。）に納付しなければならない。

10 附則第7項の規定により道たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第45条の2の2第2項中「前項」とあるのは、「北海道税条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第60号）附則第7項」と読み替えて、新条例の規定中道たばこ税に関する部分（新条例第45条の2の4及び第45条の2の6から第45条の2の8までの規定を除く。）を適用する。

11 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第7項の規定により道たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道たばこ税に相当する金額を、新条例第45条の2の7の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第45条の2の6の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した地方税法施行規則第16号の5様式の書類を添付しなければならない。

12 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

13 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

規

則

北海道税条例施行規則及び北海道核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第42号

北海道税条例施行規則及び北海道核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則
(北海道税条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第39条の3の2第1項中「控除しきれなかった」を「控除することができなかった」に改める。

第40条の2中「第71条の14第4項」を「第71条の14第5項」に改める。

第40条の4中「第71条の35第5項」を「第71条の35第6項」に改める。

第40条の5中「第71条の55第5項」を「第71条の55第6項」に改める。

第41条の5中「第72条の46第4項」を「第72条の46第5項」に改める。

第49条の7第1項第8号中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金通法」に、「第3条の規定による政府の助成に係る農業近代化資金」を「第2条第3項に規定する農業近代化資金で道の利子補給に係るもの」に改め、同条第2項第5号中「附則第11条第9項」を「附則第11条第8項」に改める。

第49条の10中「第74条の23第4項」を「第74条の23第5項」に改める。

第57条の3中「第90条第4項」を「第90条第5項」に改める。

第71条の10第1項中「第699条の21第4項」を「第699条の21第5項」に改める。

第82条の3中「第700条の33第4項」を「第700条の33第5項」に改める。

第84条中「第748条第1項及び第2項」を「第748条各項」に改める。

附則第7項中「不動産の取得が」を「住宅又は土地の取得が」に改める。

附則第23項中「第7項」を「第6項」に改める。

附則第29項及び第30項中「平成15年4月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」に改める。

附則第32項第3号中「第20条第1号」を「第80条第1号」に改める。

附則別記第1号様式末尾欄外注意1の事項中「第23条の7第2項」を「第23条の7第3項」に、「同条第1項」を「同条第2項」に改める。

附則別記第2号様式末尾欄外注意1の事項中「第23条の7第30項第1号」を「第23条の7第31項第1号」に改める。

別記第4号様式その2末尾欄外注意3の事項中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改め、「、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)」を削る。

別記第35号様式の17末尾欄外摘要中「請求書は」の次に「、「予告年月日」欄を除き」を加える。

別記第35号様式の18中「 予 告 年 月 日 」を「 差 押 年 月 日 」に改め、同様式末尾欄外摘要中「予告書は」の次に「、「差押年月日」欄を除き」を加える。

別記第48号様式の2の(表)中

所 得 金 額	所 得 金 額
付 加 価 値 額	付 加 価 値 額
資 本 等 の 金 額	資 本 金 等 の 額

に、「 資本割

資本等の金額」を「 資本割 資本金等の額」に改める。

別記第49号様式の5その1中

資 本 等 の 金 額	資 本 金 等 の 額
-------------	-------------

に改める。

別記第51号様式の4中

床 面 積	該 当 ・ 否 (併用住宅の住宅 部分の床面積 m ²)	鉄筋コンクリー 前 25 年 以 そ の 他 前 20 年 以
-------	--	--

を

床 面 積	該 当 ・ 否 (併用住宅の住宅 部分の床面積 m ²)	鉄筋コ 前 25 そ 前 20 昭和57 地方税 号に規 適合す
-------	--	---

に改める。

ンクリート造等の住宅 年 以 内 の 新 築	該 当 ・ 否
の 他 の 住 宅 年 以 内 の 新 築	該 当 ・ 否
年1月1日以後の新築	該 当 ・ 否
法施行令第37条の18第3 定する規定又は基準に 旨の証明がされたもの	該 当 ・ 否

別記第54号様式の(表)中

処 理 事 項	床 面 積	新 築 未 使 用 住 宅	該 当 ・ 否	判 定 結 果
	該 当 ・ 否 (併用住宅の住宅 部分の床面積 ㎡)	既 存 住 宅	該 当 ・ 否	
		鉄筋コンクリート造等の住宅 前 25 年 以 内 の 新 築	該 当 ・ 否	
		そ の 他 の 住 宅 前20年以内の新築	該 当 ・ 否	

条例第44条の7

該当 { I - 1 I - 4
 I - 2 II - 1 ・ 否
 I - 3 II - 2

を

処 理 事 項	床 面 積	新 築 未 使 用 住 宅	該 当 ・ 否
	該 当 ・ 否 (併用住宅の住宅 部分の床面積 ㎡)	既 存 住 宅	該 当 ・ 否
		鉄筋コンクリート造等の住宅 前 25 年 以 内 の 新 築	該 当 ・ 否
		そ の 他 の 住 宅 前20年以内の新築	該 当 ・ 否
		昭和57年1月1日以後の新築	該 当 ・ 否
		地方税法施行令第37条の18第3 号に規定する規定又は基準に適 合する旨の証明がされたもの	該 当 ・ 否

条例第44条の7

該当 { I - 1 I - 4
 I - 2 II - 1 ・ 否
 I - 3 II - 2

に改め、同様式の(裏)中「表示登記済証」を「表題

登記済証」に改める。

別記第57号様式の3の3その1中

営
業
の
内

を

事
業
の
内

に改め、同様式その1末

容

容

尾欄外注意の事項中「営業」を「事業」に改める。

営
業
の
内
容

を

事
業
の
内
容

別記第63号様式中「営業開始年月日」を「事業開始年月日」に、

に改め、同様式末尾欄外注意3の事項中「営業」を「事業」に改める。

(北海道核燃料税条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道核燃料税条例施行規則(平成15年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第278条第4項」を「第278条第5項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中北海道税条例施行規則別記第57号様式の3の3及び別記第63号様式の改正規定 平成18年5月1日
 - (2) 第1条中北海道税条例施行規則第40条の2、第40条の4、第40条の5、第41条の5、第49条の10、第57条の3、第71条の10第1項及び第82条の3の改正規定並びに第2条の規定 平成19年1月1日
- 2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第49条の7第1項第8号の規定は、平成17年4月1日以後の同号に規定する施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 次項に定めるものを除き、改正後の規則附則第7項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の住宅又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の北海道税条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）附則第7項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「条例附則第7条の3第1項の税率」とあるのは、「北海道税条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第60号）附則第3項の規定により読み替えてなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の条例附則第7条の3第1項の税率」とする。
- 5 改正後の規則附則第23項の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 6 次項に定めるものを除き、改正後の規則附則第29項及び第30項の規定は、平成18年1月1日以後の改正後の規則第49条の7第1項第1号又は第13号に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 平成15年4月1日から平成17年12月31日までの間において、改正後の規則第49条の7第1項第13号に規定する清算金に係る換地処分があった場合であって、かつ、平成18年1月1日以後に同号に規定する不動産の取得が行われた場合において、同条第2項第6号に規定する移転等対象不動産の価格中に地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条の5第1

項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける改正後の規則第49条の7第2項第6号の規定の適用については、同号中「移転等対象不動産の価格」とあるのは、「移転等対象不動産の価格（当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額）」とする。

- 8 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

